

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1 赤十字標章等の交付及び管理

- (1) 知事は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、交付要綱を作成した上で、次に掲げる医療機関等に対し、赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書を交付し、又は使用させる。
- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
 - ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
 - ③ ①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行うもの
- (2) 知事は、次に掲げる医療機関等から赤十字標章等の使用に係る許可申請を受けた場合は、交付要綱に基づき、赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書の使用を許可する。
- ① 医療機関である指定地方公共機関
 - ② 県内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

2 特殊標章等の交付及び管理

- (1) 知事又は警察本部長は、国が定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、交付要綱を作成した上で、それぞれ次に掲げる職員等に対し、特殊標章等を交付し、又は使用させる。
- ① 知事
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う県職員
 - イ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ② 警察本部長
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - イ 警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る許可申請を受けた場合は、交付要綱に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される「赤十字標章等」及び「国際的な特殊標章等」は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所又は車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って、敵国の攻撃から保護されることとされている。

1 赤十字標章等

① 標章

第一追加議定書第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

② 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

③ 身分証明書



第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



（白地に赤十字）

表面	裏面		
 （この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白） 	身長/Height	眼の色/Eyes	髪の色/Hair
身分証明書 IDENTITY CARD 常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____	所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
	印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

（第一追加議定書付属書Iに規定する身分証明書のひな型）

※ 赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

2 特殊標章等

① 特殊標章

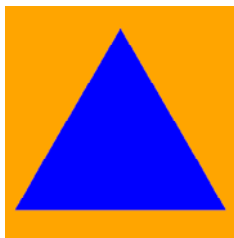
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）



③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



（オレンジ色地
青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____		
証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes. _____	頭髪の色/Hair. _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（第一追加議定書付属書Iに規定する
文民保護の要員の身分証明書のひな型）